

『地域周産期母子医療センター』 『小児外科』などに 興味がある医学生必見!!

当院は、山形県の地域周産期母子医療センターとしてNICU、GCUを有し、
周産期に強いばかりでなく、**小児外科医師数が県内1位***です。

当院の修学資金は、2年生以降でも借りることができます。

興味のある方はぜひご検討ください!

※レジナビBOOK臨床研修版2023調べ

出身問わず!

将来、当院で
働く気持ちがあれば
OKです。

臨床研修・ 専門医研修は どこの病院でもOK!

医師免許取得後、当院勤務まで
8年間の猶予期間を設けており、
他の病院で研修してから当院に勤務、
という働き方が可能です。

返還免除あり!

勤務要件などを満たせば
全額返還免除!
在職1年以上で
一部免除も。

ライフプランの 見直しにも対応!

当院での勤務期間は
連続している必要がなく、
大学院進学や研修などによる
勤務の中断が可能です。

令和7年度 医師修学資金 貸与医学生募集

申込期間 令和7年 4月1日(火)～5月31日(土)

貸与額 年額 200万円以内



鶴岡市立荘内病院
Tsuruoka Municipal Shonai Hospital

〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号
0235-26-5111 (内線6327・医師修学資金担当)
soumu@shonai-hos.jp



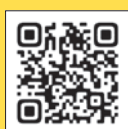
- 病床数：521床
- 救急患者数：年間約14,000人
- 救急車搬送患者数：年間約4,100人
- 地域医療支援病院
- 山形県地域周産期母子医療センター
- 山形県がん診療連携指定病院
- 災害拠点病院



医師修学資金



病院
Instagram



臨床研修医
Instagram

鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与は、当院に勤務する医師の確保を目的として、医師を目指す医学生の修学を支援する制度です。

令和7年度 鶴岡市立荘内病院 医師修学資金貸与医学生募集について

将来、医師として当院に勤務いただける医学生に修学資金を貸与いたします。医師免許取得後、一定期間当院に勤務するなどの要件を満たした場合は、貸与資金の返還が全額免除されます。地域医療に志をもつ医学生の方は、ぜひご応募ください。

| | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|------------------------|---|----------------------|---|----------------|---|-------------------|---|-------------------|
| 貸与対象者の要件 | ① 将来、医師として当院に勤務する意思があること ② 大学の医学を履修する課程に在学していること ③ 他の修学資金等の返還の債務がないこと(日本学生支援機構の奨学金など、大学卒業後の就労先に制限がないものは除く) ※出身は問いません。 | | | | | | | | | |
| 募集人員 | 5名 | | | | | | | | | |
| 貸与額 | 年間200万円以内 × 最大6年 | | | | | | | | | |
| 応募方法 | 詳細は当院ホームページを御確認ください。 ※「荘内病院 医師修学資金」で検索 https://www.shonai-hos.jp/outline/120-grant.html | | | | | | | | | |
| 貸与決定までの流れ | <table border="1"><tr><td>6月初旬 一次審査 (書類選考)</td><td>→</td><td>6月中旬 二次審査 (面接)</td><td>→</td><td>6月末 貸与内定通知</td><td>→</td><td>7月初旬 誓約書の提出</td><td>→</td><td>7月末まで 貸与の決定・振込</td></tr></table> | 6月初旬 一次審査 (書類選考) | → | 6月中旬 二次審査 (面接) | → | 6月末 貸与内定通知 | → | 7月初旬 誓約書の提出 | → | 7月末まで 貸与の決定・振込 |
| 6月初旬 一次審査 (書類選考) | → | 6月中旬 二次審査 (面接) | → | 6月末 貸与内定通知 | → | 7月初旬 誓約書の提出 | → | 7月末まで 貸与の決定・振込 | | |
| 貸与方法 | 修学資金(年額)の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に振り込みます。 ただし、初回は7月末になります。 | | | | | | | | | |
| 返還免除の要件 | 次の要件をすべて満たした場合、修学資金の返還債務が全額免除されます。 ① 大学を卒業した月の翌月から起算して2年以内に医師免許を取得すること ② 医師免許を取得した月の翌月の初日から起算して、8年を経過した日までに荘内病院に勤務し、引き続き在職すること ③ 荘内病院に在職する期間が、返還免除適用期間(修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じて得た期間。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。)に達すること。 ※在職期間が1年を超えている場合は、在職期間に応じて、修学資金の返還債務の一部免除が可能です。 ※在職期間は、必ずしも連続した期間である必要はなく、大学院への進学や育児休暇等の取得、他の医療機関で研修を受けるためであれば、中断することが可能です。 | | | | | | | | | |
| 応募先 | 〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課 0235-26-5111 (内線 6327 医師修学資金担当) soumu@shonai-hos.jp | | | | | | | | | |

平成29年2月、鶴岡市内の企業「USグループ」から寄附を受け、医師修学資金貸与基金を設立しました。
荘内病院に勤務する医師の確保を目的として、医学生への貸与資金の一部として活用しています。